

IDEA ストリーミングサービス規約
2006年7月1日改定
株式会社 アイデア

IDEAストリーミング ホスティングサービス規約

第1章 総則

- 第1条 利用規約の適用
- 第2条 利用規約の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 サービスの提供区域
- 第5条 サービスの終了

第2章 契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 最低契約期間
- 第8条 サービスの種類
- 第9条 サービスの提供条件
- 第10条 権利の譲渡等の制限
- 第11条 非常事態時の利用の制限
- 第12条 契約申込
- 第13条 契約の成立
- 第14条 契約者の名称等の変更
- 第15条 契約者の地位の承継
- 第16条 契約者が行う利用契約の解除
- 第17条 契約者が行う利用契約の自動更新
- 第18条 当社が行う利用契約の解除

第3章 提供中止及び提供停止

- 第19条 提供中止
- 第20条 提供停止

第4章 料金等

- 第21条 料金等
- 第22条 料金等の支払義務
- 第23条 料金等の計算方法
- 第24条 料金等の支払方法
- 第25条 消費税
- 第26条 端数処理

第5章 データ等の取り扱い

- 第27条 データ等の取り扱い
- 第28条 データのバックアップ

第6章 損害賠償

第29条 責任の制限

第30条 免責

第7章 雑則 第31条 管轄裁判所 料金表(別紙)

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社アイデア(以下、「当社」といいます。)は、ホスティングサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づきホスティングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。(利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の利用規約によります。2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款で使用する用語の意味は次のとおりとします。

用語	用語の意味
ホスティングサービス	ホスティングサービス インターネットに接続された当社が設定及び接続環境を保守管理するコンピュータ機器(以下「サーバ」といいます。)内において、データの電氣的な保管空間(以下「データ領域」といいます。)を契約者に提供し、契約者がそのサーバの機能を利用できるサービス
利用契約	ホスティングサービスの提供を受けるための契約
契約者	利用契約を締結している方
課金開始日	当社が電子メールもしくは書面に記載した利用開始日(当社の責めに帰すべき事由によりその日に利用できなかったときは、利用が可能となった日)
ID	契約者が本サービスを利用するための識別番号

(サービスの提供区域) 第4条 本サービスの提供区域は日本国内とします。

(サービスの終了)

第5条 当社は、本サービスを終了することがあります。

2 本サービスを終了するときは、終了する1か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

2 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

(最低契約期間)

第7条 本サービスの契約期間は第13条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から起算して、1か月以上とし第13条により当社が通知した期間とします。

(サービスの種類)

第8条 本サービスは基本サービスとオプションの有償サポートサービスとします。

(サービスの提供条件)

第9条 当社は利用契約ごとに1つのID及びパスワードを定めます。

2 契約者は、当社が発行したID及びパスワードを使用して本サービスを利用するものとします。

3 契約者は善良なる管理者として注意義務があるものとし、第1項及び第2項のID及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。契約者は、ID及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

(権利の譲渡等の制限)

第10条 本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

(非常事態時の利用の制限)

第11条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

(契約申込)

第12条 契約申込は、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。2 契約の申込において、本人確認のための資料を提出していただくことがあります。

(契約の成立)

第13条 当社が契約の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した電子メールもしくは書面により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。また契約の申込においては、契約の承諾を取り消すものとします。

- (1) 本サービスの申込をした者が第20条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 本サービスの申込をした者が過去において第20条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (4) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき 4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(契約者の名称等の変更)

第14条 契約者は、以下の各号に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 氏名または名称、代表者
- (2) 住所または居所、連絡先
- (3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項 2 前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(契約者の地位の承継)

第15条 契約者である法人が合併したとき、契約者はその旨をただちに当社に通知するものとし、当社はその通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

(契約者が行う利用契約の解除)

第16条 契約者は、利用契約を解除するときは、次の事項に従うものとします。ただし、利用契約の期間中に解約を希望された場合でも、契約者は当該契約期間中の契約の料金を全額・一括で当社に支払わなければならないものとします。

- (1) 利用契約の解約を希望する場合には解約日(契約満了日)の1ヶ月前までに当社の指定する方法にて通知するものとします。
- (2) 契約者が利用契約を解約する場合、既に支払済みの料金の払い戻しは行わないものとします。
- (3) 契約者が利用契約を解約する場合、解約日までにID及びパスワードを当社に返還するものとします。

(契約者が行う利用契約の自動更新)

第17条 前条において契約者より利用契約を解約する申し出がないときは更に第7条と同じ期間を更新するものとし、以後同様とします。

(当社が行う利用契約の解除)

第18条 当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

(1)第20条(提供停止)第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2)第20条(提供停止)1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第3章 提供中止及び提供

(提供中止)

第19条 当社は、当社の設備の保守、工事、または障害等やむをえないときには、本サービスの提供を中止することができるものとします。

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(提供停止)

第20条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1)利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2)第9条(サービスの提供条件)の規定に違反したとき

(3)下記事項の一つでも該当することが生じた場合

(ア) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、公序良俗に著しく反する行為、またはそのおそれのある行為

(イ) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(ウ) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(エ) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為

(オ) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為

(カ) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(キ) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に抵触する行為

(ク) 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為

(ケ) IDあるいはパスワードを不正に使用する行為 (コ) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為

(サ) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、ある

いはそれに類似する行為

(シ) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為

(4)金融機関等により契約者が指定した銀行口座が使用することができなくなったとき

(5)第22条による本サービス料金の支払いが停止したとき

(6)銀行取引停止処分となったとき

(7)差押、仮差押、仮処分の申立をされたとき

(8)滞納処分による差押をうけたとき

(9)競売の申立、破産、特別清算、会社更生手続の開始、民事再生手続の開始の申立をされたとき

(10) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。

第4章 料金等

(料金等)

第21条 本サービスの料金は、料金表のとおりとします。

(料金等の支払義務)

第22条 契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 契約者はサービスの課金開始日から契約を解除または終了する日までの間、当社に本サービスの使用料を支払わなければなりません。

3 第20条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

4 第13条(契約の成立)3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

5 第19条(提供中止)の規定により契約者は料金等を支払期日までに支払わないときは、サービスを停止します。

(料金等の計算方法)

第23条 契約者は、本サービスの利用開始に際し、月額料金の利用開始日が属する1ヶ月に限り月額料金を日割計算するものとします。

(1) 利用開始月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月末までの日割料金額と、契約料の合計金額となります。

(2) 利用開始月の料金の額は、契約料に加え初期費用も含まれます。

(料金等の支払方法)

第24条 契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書により、料金を支払いするものとします。

2 契約者と金融機関等の中で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(消費税)

第25条 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法(平成6年法律第109号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第26条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第5章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第27条 本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(データのバックアップ)

第28条 本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約ディレクトリ内のデータを複写することがあります。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第29条 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して72時間本サービスを利用できなかったとき、または1ヶ月に合計120時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度として損害の賠償をします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

(免責)

第30条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

第7章 雑則

(管轄裁判所) 第31条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則 この利用規約は、平成18年8月16日から実施します。

株式会社アイデア

代表取締役 市川

